

公立大学法人滋賀県立大学国際学会等研究発表助成費取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という。)の教員が、国際学会等で研究成果の発表を行おうとする場合において、必要な経費の一部を助成することにより、研究を推進することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成は、次の各号の要件を満たしている場合に行う。

- (1) 本学専任教員または公立大学法人特任職員規程第7条第1項第1から3号に規定する本学特任教員であること。
- (2) 国外で開催される学会等で、申請者本人が、発表を行う場合。ただし、役員等としての参加を除く。

(助成費)

第3条 助成費は、国際学会等での発表に要する旅費(渡航費、宿泊料、旅行雑費)を対象とし、別表に定める定額とする。ただし、旅費が定額を下回る場合は、当該旅費を支給するものとする。

(申請手続き)

第4条 助成を受けようとする者は、別に定める日までに国際学会等研究発表助成費交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を、学科長の置かれる学科にあっては学科長を経た後、学部長、その他専任教員および特任教員が置かれる組織の長(以下、「学部長等」という。)を経て理事長に提出するものとする。

(交付決定および助成金の交付)

第5条 理事長は、前条の交付申請書を受理した場合は、予算の範囲内で、助成の決定を行い、これを支給するものとする。

(変更申請)

第6条 前条の交付決定を受けた者(以下「学会等発表者」という。)は、やむを得ずその内容を変更するときは、速やかに国際学会等研究発表助成費変更申請書(様式第2号)を学部長等を経て理事長に提出し、承認を得るものとする。

(実績報告)

第7条 学会等発表者は、帰国後1ヶ月以内に国際学会等研究発表助成費実績報告書(様式第3号)を学部長等を経て理事長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

別 表

助成基準

方 面		助成金額
I	ア ジ ア	100,000 円
II	北米・大洋州	150,000 円
III	欧州・中南米・中近東・アフリカ	200,000 円